（燃料の補給）

**第三百八十九条の八**　船長又はその職務を代行する者（以下この章において「船長等」という。）は、燃料の補給を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一　燃料の補給前に、燃料の補給に関する責任者（以下この章において「燃料補給責任者」という。）との間において、作業の安全を確保するために必要な設備を確認し、その結果を記録すること。

二　燃料の補給前に、作業の安全を確保するために必要な設備を確認し、その結果を記録すること。

三　燃料の補給を行う場所の付近における火災を防止するため、火災に関する注意事項を掲示すること。

四　必要のない者の燃料補給用のマニホルド付近への立入りを禁止すること。

五　燃料補給用のマニホルド付近において作業に従事する者に、必要な保護具を使用させること。

六　船長等と燃料補給責任者との間で常に通信できる状態を保持すること。

七　燃料の補給後に、燃料補給責任者から燃料の補給に関する証明書の交付を受けること。

（可搬式タンクによる燃料の補給）

**第三百八十九条の九**　前条（第四号及び第五号を除く。）の規定によるほか、船積み及び陸揚げをすることができるタンクによる燃料の補給について、船長等は、当該タンクの移動、転倒、損傷等が生じないようにするため、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長の指示に従わなければならない。

（ボンディング方法）

**第三百八十九条の十**　燃料の補給を行う場合は、燃料補給管と燃料補給責任者が提供する設備との連結に絶縁フランジ又は非導電性ホースを使用しなければならない。ただし、燃料補給管と燃料補給責任者が提供する設備とを電気的に連続する場合は、この限りでない。

（持込みの制限）

**第三百八十九条の十一**　燃料が漏えいし、又は蓄積するおそれのある密閉区画に立ち入る場合は、当該密閉区画内が新鮮な空気により置換されており、かつ、その状態が維持されている場合を除き、発火の原因となるものを持ち込んではならない。

（高熱作業）

**第三百八十九条の十二**　燃料タンク、燃料配管及びこれらに関連する防熱装置の付近で高熱作業を行う場合は、当該作業の危険性を考慮して防火の措置を講じ、かつ、爆発又は火災のおそれがないことについて船長等が確認した後でなければ当該作業をしてはならない。

第四編中第三百九十条の前に次の章名を付する。

**第三章**　摂氏四三度以下の油

第三百九十条に次のただし書を加える。

ただし、当該旅客船が低引火点燃料船である場合は、この限りでない。

（船舶消防設備規則の一部改正）

**第三条**　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項中「船舶機関規則」の下に「（昭和五十九年運輸省令第二十八号）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

**第六十九条の三**　低引火点燃料船（船舶機関規則第百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。以下この条において同じ。）には、低引火点燃料（同条に規定する低引火点燃料をいう。）を使用する機関のある場所に、管海官庁が適当と認める固定式のガス検知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が機関区域内の機関の配置等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2　前項の規定によるほか、低引火点燃料船の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、管海官庁が適当と認める追加の消防設備を備え付けなければならない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

**第四条**　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「すべて」を「全て」に、

「2.2　この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.3　この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

「2.2　この船舶が上記の条約第Ⅱ－1章G部に適合し、燃料として＿＿＿＿＿＿を用いている／適合していないこと。

the ship complied with part G of chapter Ⅱ－1 of the Convention using ＿＿＿＿＿＿ as fuel／N.A.

2.3　この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

「2.3　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が、上記の条約に定める要件に従って備えられていること。」を「2.4　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が、上記の条約に定める要件に従って備えられていること。」に、「2.4　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。」を「2.5　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。」に、「2.5　この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。」を「2.6　この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。」に、「2.11」を「2.12」に、「2.10」を「2.11」に、「2.9」を「2.10」に、「2.8」を「2.9」に、「2.7」を「2.8」に、「2.6」を「2.7」に改める。